

健康教室・認知症相談会・カフェ			★印のものは、元気輝きポイント対象		
名 称	内容など	対 象	日時・場所	申込など	問い合わせ先
認知症の人と家族の会「やすらぎ会」★	介護の悩み、心配ごとについての語り合い	認知症の人を介護している家族	📅12月20日(金) 10:00～14:30 📍市総合福祉センター	不要	市社会福祉協議会 ☎(082) 430-8877 FAX(082) 423-8525
きくカフェ さくら★			📅12月22日(日) 13:30～15:30 📍桜が丘保養園 (西条町寺家5976)	不要	桜が丘保養園 ☎(082) 423-2595
etto smile cafe えっとすまいる かふえ★			📅12月14日(土) 13:30～15:00 📍宗近病院敷地内サロンデュ青空 (西条町御園宇703)	📅12月13日(金)	広島中央認知症疾患医療センター(宗近病院) ☎(082) 493-8651
ごじょうCafe★	日頃の悩みなどを自由に語り合います。	認知症の人やその家族、支援者	📅12月21日(土) 14:00～16:00 📍八本松南集会所 (八本松南2丁目18)	📄料100円 申込不要	八本松地域包括支援センター ☎(082) 420-9717
orenji cafe きく茶屋★	お茶などを飲みながらゆったりとした時間を過ごしませんか。		📅12月15日(日) 13:30～15:30 📍たかやの郷 (高屋町杵原1826-1)	不要	東広島介護支援専門員連絡協議会(市社会福祉協議会内) ☎(082) 422-4075
あすカフェ★			📅12月19日(木) 13:30～15:30 📍安宿地域センター	📅12月18日(水)	あすか住民自治協議会(安宿地域センター) ☎(082) 432-2521
かふえほのぼの★			📅12月10日(火) 13:30～15:00 📍黒瀬保健福祉センター	📄料200円 📅12月6日(金)	黒瀬地域包括支援センター ☎(0823) 82-0203
サンSUNカフェ★			📅12月20日(金) 13:30～15:00 📍久芳地域センター (福富町久芳1545-1 福富支所2階)	📄料200円 📅12月16日(月)	北部地域包括支援センター ☎(082) 435-2240

くらしの情報

募集

市民文化センター 新春書道展の作品

好きな言葉、新年の抱負など文字は自由。作品に名前（学生は学校名・学年）を書き入れること。
※用紙サイズは半紙のみ。枠張・額装・表装は不要
※出品は1人1点
※作品は返却しません
※規定外の作品は受け付けない場合があります
対象 市内在住、在勤、在学の人
申込 持参または郵送
受付 12月1日(日)～19日(木) 9:00～17:00
展示期間／令和7年1月5日(日)～13日(月・祝) 9:00～17:00
場所 市民文化センター
問合せ 市教育文化振興事業団(〒739-0043 西条西本町28-6) ☎(082) 424-3811

水道メーター検針票の広告募集

募集要項は窓口で配布（水道企業団ホームページからダウンロード可）
配布期間 12月2日(月)～20日(金)
締切 12月20日（金）
申込 申込書兼見積書に必要事項を記入し、提出書類を添えて提出
問合せ 広島県水道広域連合企業団 東広島事務所 業務課 ☎(082) 421-3661

お知らせ

東ひろしま新春駅伝競走大会における交通規制

日時 令和7年1月11日(土) 9:50～12:00
※レースの進行により前後します
場所 運動公園陸上競技場発着郷曾・田口周回コース
①運動公園東駐車場～黄幡橋および黒瀬川沿い（落合橋・黄幡橋・東子ふれあい橋間）
②アクアスタジアム駐車場前～賀茂第1グリーンセンター跡地前
※詳細は市ホームページに掲載
問合せ 東ひろしま新春駅伝競走大会実行委員会事務局（市教育文化振興事業団） ☎(0846) 45-3932

防災用品購入補助金制度の申請期間を延長します

【申請期限】
令和7年3月14日(金)
【対象者】
・75歳以上の一人暮らし
・介護保険の要介護4以上の認定者
・身体障害者手帳1級または2級を所持している人
・療育手帳最重度④または重度Aを所持している人
・精神障害者手帳1級
※いずれかに該当する人のうち、本市の住民基本台帳に記録があり、市税の滞納がない人
【補助金額】
購入金額の2分の1（補助上限1万円）
※購入前の事前申請が必要
問合せ 危機管理課 ☎(082) 420-0400

議会の開会予定日

本会議はどなたでも傍聴できます。日程の詳細はホームページの市議会情報をご覧ください。

日時 12月2日(月) 10:00から
問合せ 議会事務局
☎(082) 420-0966

証明書コンビニ交付サービスの発行休止

日時 12月14日(土)終日
問合せ 市民課
☎(082) 420-0925

マイナンバーカードの特急発行・交付

マイナンバーカードの発行を急ぐ必要がある次の対象者向けに、カードの申請からお渡しまでの期間が1週間に短縮される特急発行・交付が始まります。
対象 新生児、紛失などによる再交付、海外からの転入者、本人の意思によらずカードが使えなくなったケースなど
日時 12月2日(月)から
問合せ 市民課
☎(082) 420-0925

善意をありがとうございます

公益財団法人 嘉登屋記念事業団 様
(教育環境充実のための寄附)
問合せ 教育総務課
☎(082) 420-0974
市野 光枝 様
故 重高 義夫 様
問合せ ブランド推進課
☎(082) 422-1032

年末年始の市役所の閉庁期間

閉庁期間／12月28日(土)～令和7年1月5日(日)
※戸籍の届出、埋火葬許可申請は、本庁舎、各支所・出張所の時間外窓口で受け付けます。

年末交通事故防止
県民総ぐるみ運動

- 【日時】12月1日(日)～10日(火)
○運動重点
- 歩行者の安全な通行の確保
 - 高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止
 - 飲酒運転等の根絶
 - 自転車等の安全利用の推進

一人一人が交通ルールを守り、交通事故に遭わない、起こさないように注意しましょう。
【問合せ】危機管理課
☎(082) 420-0400

年末の火災予防

守りたい
未来があるから 火の用心

年末の慌ただしさで、つい火の取り扱いが不注意になりがちです。また、寒くなり暖房器具を使う機会も多い上、空気が乾燥しているため、火災が発生しやすくなっています。火の取り扱いには十分注意しましょう。
【問合せ】予防課
☎(082) 422-6341



年末特別警戒を実施します

消防団が市内全域で火災予防広報と夜間特別警戒を行います。
【日時】12月26日(木) 19:00～22:00
12月27日(金)・28日(土) 20:00～22:00
【問合せ】消防総務課
☎(082) 422-6062

償却資産の申告のお願い

事業で使用する機械設備、備品などの償却資産は、固定資産税の課税対象で、法令により申告義務があります。
【対象】市内に事業用資産を所有する法人や個人事業主
※新しく事業を始めた人や共同住宅を建てた人も申告の対象です。申告書が届かない場合はご連絡ください。
※今年度申告した人には、12月中旬に申告書を送付する予定です。
【締切】令和7年1月31日(金)
償却資産／土地、家屋以外の事業用に使われる次のような資産
・構築物（門塙、舗装など）
・機械・装置（製造機械、工作機械、土木建設機械、太陽光発電設備など）
・車両・運搬具（フォークリフトなどの大型特殊自動車。自動車税や軽自動車税の対象は除く）
・工具・器具・備品（机、事務機器、冷暖房機器など）
【問合せ】資産税課
☎(082) 420-0911



12月4～10日は人権週間 【問合せ】人権男女共同参画課 ☎(082) 420-0927

「誰か」のこと じゃない。
「人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間として尊重され、人間らしく幸福に生きる権利であり、とても身近で大切なものです。
しかしながら、近年インターネット上では、他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報が無断で載せられたり、差別的な書き込みがされたりしています。これらの人権侵害が原因で、大切な命まで奪ってしまうことがあります。
そのほかにも、学校や職場などでのいじめやハラスメント、家庭でのドメスティックバイオレンスなど、本来全ての人のにとって当然の権利であるはずの「人権」が守られていない、そういう場面が多々見受けられますが、これらは決して、自分以外の「誰かのこと」、「自分には関係のないこと」ではありません。私たち一人一人が互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが重要です。



1人で悩まず相談を
いじめ、差別、虐待、セクハラ、パートナーからの暴力など、日常生活の中で「これって人権問題なのでは？」と不安に感じる事があれば、1人で悩まずに、ぜひ相談してください。
広島法務局東広島支局では、平日に相談所を開設しています。また、市内の各地域で、人権擁護委員による特設人権相談を行っています。相談は無料で、相談内容についての秘密は厳守されます。
※人権相談の日時などは、毎月の広報紙「相談室」（28ページ）に掲載
○電話による相談窓口
みんなの人権110番 ☎0570-003-110
○インターネット人権相談
【URL】https://www.jinken.go.jp



人権の花運動 花の種贈呈式の様子

人権週間パネル展
・市内6小学校（西条・郷田・川上・小谷・福富・風早）が制作した「人権の花運動」活動パネル
・メッセージカードでツリーを飾ろう！
メッセージカードに「SDGs ×わたしの夢」を書いて、ツリーに飾ってください。
【日時】12月2日(月)～10日(火) 【場所】市役所本館2階 市民協働スペース

年末年始の一般廃棄物処理施設・し尿収集 営業日 【問合せ】廃棄物対策課 ☎(082) 420-0926

名称		12月28日 (土)	12月29日 (日)	12月30日 (月)	12月31日 (火)	1月1日 (水)	1月2日 (木)	1月3日 (金)	1月4日 (土)	1月5日 (日)
処理施設	広島中央エコパーク	○	休	○	休	休	休	休	○	休
	賀茂環境センター	○	休	○	休	休	休	休	○	休
し尿収集業者	宗藤企業	休	休	休	休	休	休	休	○	休
	伯和総業	○	休	午前のみ ○	休	休	休	休	○	休
	三井開発	○	休	○	休	休	休	休	○	休
	ニシアケ	休	休	休	休	休	休	休	休	休
	安芸津衛生	予約不可	休	休	休	休	休	休	休	休

※し尿収集は余裕をもって依頼してください。
※急な依頼には対応できない場合があります。
※「○」は開場(営業)日、「休」は休場(休業)日です。「予約不可」の日は電話等での収集受付ができません。

家屋などを取り壊す場合は届出が必要です

○建設リサイクル法の届出

次の工事をする場合は、着手日の7日前までに、発注者または自主施工者による届出が必要です。

※特定建築資材（コンクリート、木材など）が使われている構造物に限ります。

問合

建築指導課

☎

(082) 420-0956



○除却届

床面積10㎡を超える建築物を除却する場合は、事前に工事施工者による届出が必要です（除却後に建て替える場合を除く）。

問合

建築指導課

☎

(082) 420-0956

○家屋滅失届

家屋の一部または全部を取り壊した場合は、滅失届（資産税課、各支所・出張所で配布）を提出してください。

問合

資産税課

☎

(082) 420-0911



対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替などの工事 (リフォームなど)	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物の解体・新築などの工事 (土木工事など)	請負代金の額 500万円以上

太陽光発電設備を設置する土地の固定資産税

太陽光発電設備を設置する土地については、現況に合わせて地目を見直すため、固定資産税が変更となる場合があります。

問合 資産税課
☎(082) 420-0911



公共下水道に早期接続を

次の地域で下水道が使用できるようになりました。

西条町寺家の一部／

9月21日(土)から

西条町御園宇の一部／

10月9日(水)から

高屋町高屋東の一部／

10月22日(火)から

※区域は市ホームページをご覧ください。

問合 下水道管理課
☎(082) 420-0957



犬や猫の病気

犬や猫の病気の中には、人間にもかかる病気があります。その中で最も代表的な病気の1つが狂犬病です。年に一度の狂犬病予防接種を必ず受けさせましょう。また、犬や猫を触る前後には十分に手を洗い、ノミなどの衛生害虫の駆除にも努め、人と動物相互の過剰な触れ合いは控えましょう。

問合 環境先進都市推進課
☎(082) 420-0928

KAMONケーブル
「マイタウン東広島」でも
市政情報を発信中！
(YouTubeでも見られます)



簡易専用水道の管理

ビルやマンションなどで上水道（自己水源を除く）の水を受水槽で受けている給水施設のうち、有効容量が10㎡を超えるものを簡易専用水道といい、水道法により設置者が適切に管理することが義務付けられています。

○適切な管理とは

- ・年に1回以上水槽を清掃する。
- ・水槽の状態やマンホールの施設など施設の点検を行い、不備は改善する。

- ・水の色、味、においなどに注意し、異常があれば必要な水質検査を受ける。

- ・供給水が人の健康を害するおそれのあるときは、直ちに給水を停止し、利用者に知らせる。

○定期検査を受けましょう
簡易専用水道は年1回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関の検査を必ず受けてください。

問合 環境先進都市推進課
☎(082) 420-0928

移動献血車が来ます

【ゆめタウン学園店】

日時 12月15日(日)

10:00～12:30、13:45～16:00

【消防署】

日時 12月18日(水)

9:00～11:00

【市役所】

日時 12月23日(月)

10:00～11:15、12:30～16:00

申込 ウェブ
(予約なしの献血も可能)

※400㎖献血のみ実施

※市役所では骨髓ドナーバンク登録会を同時開催

問合 医療保健課
☎(082) 420-0936
[FAX](082) 422-2416



福祉

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

令和6年1月1日から12月31日までに納めた国民年金保険料は、過去の年度分や追納した保険料、配偶者や家族の負担すべき保険料を納めたものも含め控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、令和6年1月から9月までの間に国民年金保険料を納付した人には、10月下旬から11月上旬にかけて日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られています。申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください（令和6年10月から12月までの間に、初めて国民年金保険料を納付した人には、令和7年2月上旬に送られます）。

問合 ねんきん加入者ダイヤル（ナビダイヤル）

☎0570-003-004

呉年金事務所

☎(0823) 22-1691

12月3～9日は障害者週間

誰もが人格と個性を尊重し支え合う「共に生きる社会」の実現に向けて、一人一人が普段の生活の中で自ら実施できる配慮や工夫について考え、取り組んでいきましょう。

問合 障がい福祉課
☎(082) 493-6071

[FAX](082) 424-3841

介護者慰労金の支給

対象 要介護3・4・5の高齢者（介護保険第2号被保険者を含む）と同居か近隣に住み、9月1日の前1年間、介護保険サービスを利用せず、在宅で常時介護している市民税非課税世帯に属する人

※入院や合計7日を超えないショートステイ利用の入所などの合計日数が、期間中30日を超えない場合は在宅介護期間とみなします。

※在宅重度心身障害者介護者慰労金の受給者は対象外。

締切 12月27日(金)

申込 所定の申請書を地域包括ケア推進課または各支所に提出

問合 地域包括ケア推進課

☎(082) 420-0984

マイナ保険証の利用登録解除

問合 国保年金課 ☎(082) 420-0933



保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（マイナ保険証）をお持ちの人は、利用登録を解除することができます。本市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人で利用登録の解除を希望する人は、本人確認書類を持って窓口で申請してください。申請から1～2か月後に登録が解除されます。来庁が困難な人は郵送での手続きもできます。本市国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入している人は、加入している保険者へ問い合わせください。

Smile 障がい者 スマイルボード

ピア・カウンセリング 〈ピア〉とは仲間という意味。現在、聴覚・内部・肢体に障がいのあるピア・カウンセラーがいます。

ピア・サロン ※要申込
障がいのある仲間やピア・カウンセラーと、ゲームをしたり、近況報告・情報交換や悩みを話したりします。
☎12月21日(土) 14:00～16:00 (参加費100円)

場 地域活動支援センターときわ
対 市内在住で18歳以上の障がいのある人

ピア相談 ※要予約
相談者と同じ視点でピア相談に応じます。
相談方法／自宅への訪問、来所
電話・ファックス・メールでの相談もできます。



問 子育て・障がい総合支援センターはあとふる
☎(082) 493-6073 **FAX** (082) 424-3841
✉ hgh936071@city.higashihiroshima.hiroshima.jp

まだ特定健診を受診していない人へ

40～74歳の東広島市国民健康保険被保険者は、令和7年1月31日(金)まで特定健診を無料で受診できます。

実施医療機関を市ホームページから確認の上、直接医療機関へ予約してください。

内容 問診・身体測定・腹囲測定・血液検査・尿検査・血圧測定

持参 健康保険証、受診券（6月初め頃に送付済み。紛失の場合は医療保健課へご連絡ください）

問合 医療保健課
☎(082) 420-0936



マイナ保険証をお持ちでなくてもこれまでどおりの診療を受けられます

12月2日以降、今までの健康保険証は新たに発行されなくなりますが、今お持ちの健康保険証は有効期限まで引き続き利用できます。その後も、マイナ保険証への切り替えが済んでいない人は、申請不要で届けられる「資格確認書」で、これまでと同様に保険診療を受けられます。

問合 国保年金課
☎(082) 420-0933



マイタウン東広島